

THE RELOCATION PROGRAM

華府戰時轉住局

轉住計畫の全貌

「轉住所任民の心得」

一九四三年五月

WAR RELOCATION AUTHORITY

Washington, D. C.

主要轉住局出張所々在地

<u>所 名</u>	<u>番 地</u>	<u>主任官</u>
Chicago, Illinois	226 West Jackson Boulevard	Elmer L. Shirrell
Cleveland, Ohio	Union Commerce Building	Harold Fistere
Kansas City, Missouri	1509 Fidelity Building	E.H. Leker
Salt Lake City, Utah	318 Atlas Building	H. Rex Lee
Denver, Colorado	Midland Savings Building	Harold Choate
Little Rock, Arkansas	Pyramid Building	E. B. Whitaker
New York, New York	Room 1410, 50 Broadway	Robert Cullum

「轉住所住民諸君ニ與フ」

華府轉住局長官 D・S・マイヤー

昨年六月十七日戰時轉住局長官ニ就任致シマシテ以來、私ハ立退者ノ諸君ニ對シテ轉住局ノ方針ヲ明示スル公式聲明ヲ行ヒ度イト云フ希望ヲ有シテキタノデアリマス。併シ今日迄ハ何分時局ノ進展ガ極メテ速急デアリ、且又大規模ノ戰時轉住政策實行ニ全然經驗ノ無カツタ政府ト致シマシテ、ソレハ殆ンド不可能デアリマシタ。カヤウナ状態ニアツテ我々トシテ將來ノ方針ニ關シ明細適確ナ豫言ヲ行フト云フ事ハ極メテ困難デアツタノデアリマス。

現在ニ於テモカ、ル状態ハ或ル程度マデ存續シテ居リマス。トハ云へ今日ニ於テハ從前ト異リイサ、カ自信ヲ以テ、少クトモ我々ノ計劃ノ概要竝ニ我々が進マントスル大體ノ方向ヲ指示シ得ルト信ズル次第デアリマス。本パンフレットノ目的ハ實ニ此ノ點ニ存スルノデアリマス。

諸君ガ過去一ケ年間ニ亘ル轉住方策ノ進展過程ヲ回顧サレタナラバ、此ノ問題ニ關シ政府ノ採リツ、アル進路ガ自ラ鮮明トナツテ來ルニ違ヒアリマセン。

轉住所へノ移動が未ダ充分軌道ニ乗ツテキナカツタ一九四二年五月ニ於テス  
ラ、立退者達ガ農繁期労働ニ従事スル事ヲ可能ナラシメル爲メ、集合所或ハ  
轉住所ヨリ出所スル事ヲ許可スル方針ヲ採用致シマシタ。

七月ニ入ルニ及ンデ轉住局ハ日系市民ガ永久的ニ轉住所ヲ出所シ、西部防衛  
區管下八州以外ノ諸州ニ居住シ得ル様、ソレニ必要ナ方法手續キヲ確立シタ  
ノデアリマス。次イデ二ヶ月後ノ九月下旬ニ至リ、右方針ハ更ニ其ノ適用範  
圍ヲ擴張サレ、日系市民ト同様非市民（第一世）モ立退キ區域以外ノ如何ナ  
ル地方へモ各自隨意ニ居住シ得ルコト、ナリマシタ。

明ケテ本年一月ニハ、大統領閣下全幅ノ支持ノ下ニ、陸軍長官ハ日系市民ガ  
軍需工場ニ就働シ或ハ軍隊ニ志願スルコトニ依ツテ直接ニ米國ノ戦争工作ニ  
寄與シ得ル計劃起案ニ着手サレタノデアリマス。之レト同時ニ恒久的出所許  
可證發給ニ關スル一切ノ手續キヲ迅速化セントスル趣旨ノ下ニ登録計劃ヲ實  
行ニ移シタノデアリマス。

此レ等ノ諸措置ハスベテ一元化サレタ而モ終始一貫セル方式ノ片鱗ヲ示スモ

ノデアルト共ニ立退キ實施初期以來米國政府ガ戰時緊急事態ノ許ス範圍内ニ於テ可及的速カニ立退者達ヲ米國生活層内ノ適所ニ還元復歸セシメント銳意努力シテキル一端ヲ物語ルモノデアリマス。

本稿執筆迄ニ既ニ數千名ノ立退者達ガ恒久的出所許可手續ニ依ツテ諸轉住所ヲ出所致シマシタ。

今後月ヲ重ネルニツレテ更ニ數千ノ人達ガ出所スルモノト私ハ確信シテキマス。カ、ル見透シノ下ニ轉住所管理ニ關スル方針竝ニ手續キハ出來得ル限り簡易化サレテキルノデアリマス。轉住所内ニ於ケル生活ハ從來比較的不自由デアリ且ツ各自ノ技能ヲ伸バス機會ニ惠マル、事モ少カツタノデアリマスガ此ノ状態ハ今後モナホ存續スルモノト思ヒマス。而シナガラ住民諸君ノスベテガ此ノ點ヲハツキリト理解サレル事ハ極メテ重要ナ事デアリマス。

願ハクバ本パンフレットガカ、ル理解ヲ深メル一助トナルト共ニ轉住局（WRA）竝ニ立退者ガ等シク直面シテキル共通ノ諸問題ノ解決ニ向ツテ貢獻シ得ル事ヲ切望シテヤマナイモノデアリマス。

戰時轉住局の根本眼目

戰時轉住局は現在左記二項の基本目標に向つて邁進してゐるのである。即ち

(一) 立退區域以外の方面に出來得る限り多數の立退者を個人的に再轉住せしむるやう援助する事。

(二) 戰爭期間中個人的再轉住を行ひ得ない立退者の爲、戰時事情の許容する範圍内に於て、轉住所をなるべく住み易く且つ生産的なものとす  
る事。

將來を洞察した場合、此の兩目標の中、特に前者は立退者の大部にとつて遙かに重要である事は勿論、米國々家にとつても極めて重大なる意義を有してゐる。諸君が心から欲求してゐる種の住居乃至家庭生活を建設實現するには轉住所にあるよりも普通の米國社會にある方が、遙かにその好機に恵まれてゐる譯である。その方が恐らく諸君は其の精力をもつと生産的に且つ有効に活用する事が出来るであらうし、又外部に住んで居れば諸君の仕事に對する報酬が遙かに大である事は勿論、戦後の環境に處するに當つても、より容易

に生活を再建し得るであらう事も又否定出来ない。

轉住局は所外生活が齎すべき斯る好條件を認識するが故に、轉住所にあるすべての身體強健なる人達、特に戦後米國に踏止まるべく豫定してゐる人々に對し、正規の出所許可を待つて隨時轉住所から出所するの好機を利用するやう衷心より希望するものである。

一方引續き轉住所内に生活せんとする住民に對しては、適當な住居、滋養に富んだ食餌、充分なる施療を與へる外、學齡兒童の教育其他に萬全の策を施すと共に多種多様の仕事に就く機會を與へるべく、あらゆる努力を惜まないであらう。

### 出 所 手 續 き

轉住所住民は男女及び市民非市民の別を問はず何人でも隨時出所許可を申請する事が可能である。此の出所請願は(一)短期、(二)定期、(三)恒久(無期限)の三種いづれでも申請出来るのである。

●「短期出所」は専門醫の診察を乞ふとか又は財産整理交渉を行ふとか或は

其他轉住所内にあつては處理不可能なる此の種個人的商件問題の解決のため、短期を限つて許可されるものを意味するのであつて、之れは特に指定された目的地にのみ旅行し得るものとされ、所長は華府當局に廻附請訓する事なく任意に許可を與へ得るものである。

● 「定期出所」は一定期間内、所外に於て農業又は工業に就働し、仕事終了せば轉住所に復歸せんと欲する所謂出稼ぎ立退者を對象とするものである。しかし乍ら定期出所中の立退者でも出所期間の延長或は無期限出所への資格變更を希望する場合、出稼ぎ先の地方を擔任してゐる轉住係り官に其旨申請する事が出来る。

● 「無期限出所」は就職するとか上級學校に進むとか或は單に所外に正常な住居を再建せんと目的の下に永久的に出所せんと希望する立退者の爲に案出されたもので、此の種出所許可を得た者は、他の米國一般住民と何等異なる所なく、立退地域以外の土地なれば、どこへでも自由に轉居移住する事が出来るのである。但し非市民の場合には司法省法規の定むる所により、その居住地の所管合衆國地方儉事に對し滯留届けを出さねばならない。



更に無期限出所により轉住所を出所せる立退者はすべて、職業又は住所を變更する毎に直ちに華府戰時轉住局長官宛届出を行はなければならぬ。其の爲に特別葉書が附與されてゐるか、萬一それを紛失或は置忘れた場合は長官宛手紙を以て届出を行つても差支へない。又出所許可の諸様式竝に之が申請方法等に關する細目心得は各轉住所に於て出所係り官より入手出来る。

### 轉 住 所 へ の 復 歸

轉住局當局としては無期限出所許可の下に出所する立退者が總て、新環境に自分を適合せしめる事に成功する決意を持ち、且つ時々訪問の爲め轉住所に歸る事はあつても再び轉住所生活への復歸を望むが如き事は絶対にしないでと謂ふ確固たる決心を以て出發するやうに望んでやまない。過去の經驗に徴して見て、出所者の絶對多數が順調なる調整に成功する事は既に實驗済みであり、又強健にして思慮ある人々に取つて轉住所外の生活が殆んど全部の場合無限に好ましきものである事も既に立證されてゐる。

但し無期限出所の形式に於て出所してゐる立退者にして、絶対に外部の環境

に適應し得ない者は、最寄りの轉任係り官に對し、再び轉住所内に復歸居住したい旨を具陳して之が許可を求める事が出来る。かゝる許可は右轉任係り官が他に満足なる解決方策が全然無いとの見極めをつけた後に始めて下附されるものである。その反面、轉住所訪問は隨時當該所長に書面を以て要請すれば容易に行ふ事が出来る。

### 再 轉 住 斡 旋

#### 職 業 斡 旋

轉住所住民にして再轉住せんとする者に對し外部に職業を斡旋する爲及び無期限出所により既に再轉住せる者が新環境に適合し得る様援助を與へる爲戰時轉住局は目下奥地諸州各地に亘つて多數の出張事務所を開設しつゝある。主要出張所は市俄古・鹽湖市・傳馬・カンサス市・クリブランド・紐育・リツトル・ロツク諸市に設置してあり更に支局は山中部より東部沿岸諸州に亘り多數の都市に散在してゐる。

これら地方出張所に於ては夫々その地方毎に地元有志を以て組織されてゐる

委員會と協力しつゝ、出來得る限り多くの立退者の爲に各種商社或は農業方面に適當なる職を見附けるべく努力を續けてゐる。之と同時に、係り官は有志團體の援助の下に轉住計劃に關する一般社會の理解を深めるべく努力する一方、一般社會が再轉住し來る立退者を快く受け入れるやう日系人に對する感情の好轉策を講じてゐるのである。これら事務所並に各有志委員會を通じて轉住局は立退者が再轉住に成功する可能性の濃厚な地方、（これは多數にある）及び極めて少數ではあるが立退者が歓迎されてゐない地方等の實情について逐次情報を得つゝある。中西部一帶に於ける一般の空氣は更に多數の立退者を吸収する用意ある事をはつきり示してゐるやうである。

### 旅 費 及 び 手 當

就職の爲永久的出所を行はんとする轉住所住民にして旅費不充分の者は誰でも書面を以て所長宛旅費補助方を申請し得る。此の種補助の申請者は必ず所持金額と共に過去六ヶ月間の現金總收入額を併せ明示するの要がある。

旅費補助が與へらるゝ場合は、左記三項目の經費より本人の所持金額を差引いた丈の經費不足額を給與されるものである。

(一) 補助申請者及び之と同行する家族各自の三等汽車賃

(二) 補助申請者及び之と同行する家族が旅行中必要とする食費(一人當り一日三弗見當)

(三) 目的地到着後落着く迄の短期間に於て必要とする經費(家族を同伴せずして單獨旅行する者五十弗、家族一名同伴者七十五弗、家族一名以上同伴者百弗宛の見當)

無期限或は定期出所中の立退者にして、轉住局より給與されたる補助金額以上に一時的財政援助を即急に必要とする事態が突發した場合は、最寄りの市町村にある公共救濟機關に其旨申込むか或は最寄りの轉住係り官に對してかゝる救濟機關への紹介斡旋方を要請すべきである。これら機關に對しては、必要に應じて何時なりとも再轉住立退者に對しかゝる援助を供與するやう既に手配してあるのである。

### 轉住所管理に關する方針

立退者が轉住所に踏み止つてゐる限り、普通の米國市町村に居住してゐる場合とは異り、圓滿充實せる生産的生活を爲す機會は必然的にその範圍を局限される事になる譯である。轉住所はその本來の性質よりして、完全無缺なる正常社會の形態を備へしめる事は不可能である。其處には常に深刻な缺陷が存するであらう。とは云へ、結局は各轉住所の性格は主としてその住民自身によつて決定されるのである。轉住局は轉住所が一個の社會として發展して行く爲の骨組みは造り與へるが、それに造作を加へて均衡あり且つ平和な而も生産的な社會たらしめるには、立退者達の眞摯且つ熱心なる協調に俟つより外ない。

### 食物

轉住局は轉住所住民に對し常に釣合の取れた營養素に富む食物を供與するやう極力努めると共に、哺乳母其他特別の食餌養生を必要とする者に對しては出來得る限りその希求に添ふ積りである。但し轉住所住民も所外の一般國

民と同じく戦時の必要に應じ民間に實施されてゐる切符制度の適用を受けなければならぬ。

## 住居

あらゆる角度から觀察して、轉住所内の家族用住居は恐らく永久に満足なものとはならないと見るべきである。近時建築資材は極度に稀少であり、此の現象は戦争が繼續さるゝ限り解消しないものと思はれる。

## 保健設備

各轉住所當局は所内の衛生状態及び住民各自の保健に就いて、實行可能なるあらゆる方法を以て之が萬全を期すといふ温い鐵則を持してゐる。住民各自の必要に應ずべき施療竝に公共保健設備を完備すると共にこれらの機關を出來得る限り正常な状態に維持すべき全力を傾注する積りである。しかし乍ら戦時情勢は全米を通じて公共醫療施設に支障を生ぜしめて居り、その結果が轉住所内の此の部門にも波及して來る事は不可避である。

各轉住所共に傳染病の發生或は蔓延を豫防防止すると共に公衆衛生を維持すべく最善の警戒方策が講ぜられてゐる。所内に於て得られないやうな特殊の治療を必要とする住民は通常外部の病院に移す事となつて居り、所内の主任醫務官がかゝる施療が實際に必要であり且つ醫學的に有效であると認められた場合、それに必要な旅費、醫療費を政府が負擔する事となつて居る。但し患者が所内に於て充分施療を受け得るにも拘らず外部の病院に入院したいと希望する場合は、患者自身がそれに要する一切の費用を自辨すべきは勿論である。

### 職 業 及 び 報 酬

轉住所住民中身體強健にして働かんと欲する者に對して、轉住局は一人も洩れなく職を與へると同時に職業訓練をも與へるものである。仕事口の大部分は食堂の仕事、建築、衛生、管理事務當局、農業、土地開發、警察、消防、共同購買各企業の諸分野のみに局限されてゐる。

所内に於て轉住局直營の事業或は共同購買各企業に就働する所内住民の大多

數は一ヶ月十六弗の標準給料を支給される。又見習従業員其他嚴密なる監督を必要とする者は月給十二弗、更に専門的技能を有し或は至難の職務を擔當又は監督者たる任に在る者に對しては月額十九弗を支拂ふ。而して標準労働時間は一週四十四時間と規定されてゐる。

轉住所住民にして事故又は病氣の爲め已を得ず仕事を休む場合は（轉住局直營事業と共購組合經營各店舗の兩者を含む）缺勤期間中最初の十五日間は規定の給料及び衣服手當を支給される。しかしこの缺勤が三日以上に亘る場合は醫師の證明書を貰はなければその仕事口を保留する事は出来ない。又病氣の爲め十五日以上缺勤せる者は職業斡旋係官に對し失業手當を申請する事が出来る。

右失業手當は職業斡旋係官によつて有資格者として認定された者のみに對して支拂はれ、その月額は轉住局公定給料の六割に相當する。即ち見習級は月七弗廿仙、最高職能級は十一弗四十仙、其他の有資格者は九弗六十仙宛夫々支給される。

又所内就働者にして轉住局直營業務に従事中負傷して就働不能となつた場合



（註△共同購買組合諸企業の場合はこの限りに非ず。但し轉住所内の共購諸企業は大抵就働不能手当制を設けてゐる）合衆國法律の定むる所により就働不能報償を與へられる。かゝる報償は、若し確認されれば、右就働不能者がかねて支給されてゐるを轉住局公定給料の三分の二に相當し、就働不能中の全期間に亘つて（三日間の待機期間及び所定の休暇期間たる十五日の期限満了の後）給與されるのである。片目を潰されたり又は其他の負傷により永久に局部的不具者となつた場合は米國政府吏員報償委員會が確立せる定額に基き更に特別手当を支給される。若し就働不能に陥つた者がその就働不能期間中最初の十五日間に於て普通の轉住局公定給料よりも寧ろ就働不能者としての手当を望むならばその手続きを採る事が出来る。但しこの期間内に於て如何なる従業員と雖も就働不能手当並に轉住局給料又は失業手当を同時に貰ふ資格の無い事は言ふ迄もない。

轉住所の何れを問はず、轉住局に直接備はれてゐる立退者は、何時なりとも自由に勞働條件、給料等級其他之に類似せる問題に關して「公平雇傭委員會」に對し苦情抗議又は進言を提示する權利を有する。同委員會は立退者の間か

ら互選された就働者を以て組織され、所内の職業問題に就いて従業員團體が所長並びに職員と交渉する場合、その兩者の間に立つて仲介の勞を取るものである。かゝる性質より見て、右委員會は勞働係争問題解決上極めて重大なる役割を演ずる地位にあると言へる。

### 被 服 手 當

所内住民にして轉住局の雇傭下にある者、共同購買企業の従業員、或は失業手當を受くる資格のある者は何れも毎月被服購入手當を支給されることとなつてゐる。これは單に有資格者たる家長のみならず、その家族にして就働し居らず且又失業手當を受けてゐない者にも一人々々に與へられる。其他の有資格者は總て個人的被服手當のみ支給されるのである。コロラド・リバー、ヒラ・リバー、ローアー、ゼローム等南部にある四轉住所に於ては、左の標準に基いて毎月被服手當が交附される。

- (イ) 十五才以上の者三弗五十仙宛
- (ロ) 八才乃至十五才の家族三弗宛

(ハ) 八才以下の家族二弗宛

殘部の六轉住所は寒氣厳しい關係上前記手當額よりも夫々月廿五仙宛高率である。

### 所 内 自 治 制

戰時轉住局は何れの轉住所に於ても所内公共業務運用に當り住民に發言權を與へその積極的參加を奨勵してゐる。とは云へ、一面に於て轉住局は國帑を使用しつゝ、ある一個の政府機關であり、大統領及び議會を通して米國民に對し、國帑の正當なる使途に關して責任を課せられてゐるのである。それ故に轉住局は諸轉住所の運営に關し最終的支配權を保持しなければならぬ。當局としては大體の根本方針を確立し、所内の公共業務が必ずその方針の線に沿つて運ばれるやう固執しなければならぬ。

戰時轉住局が合衆國政府機關としての責任上已むなく規定してゐる諸制限の範圍内に於て、各轉住所の自治體は所内集團生活の上に、重要にして意義深き役割を果し得るのであり又當然果すべきものである。轉住局は所内住民の

自治參劃及び助言を必要とし且つ之を希求するものであり、住民がその欲する自治形體を造り上げ、萬事独自の立場に於て決斷する事を極力獎勵すると共に、所内民衆の福利増進を主眼として諸計劃を樹立し或は諸規約を作製するのにも歡迎する。勿論當局は所内自治體の決定事項に對し採擇可否の權利を保留するが之は自治體の採れる措置を悉く抑壓拘束するといふ意味からではなく、中央政府の方針により課せられてゐる制限の限度を超ゆるが如き措置ある場合に備へた單なる防衛策に過ぎない。

所内自治體が如何なる形式を採るかは住民自體の意向如何によつて各轉住所毎にその趣きを異にするであらう。轉住局は自治體をしてその主要任務を遂行せしむる爲、自治體に左記の五部門を與へてゐる、即ち――

- (一) 住民評議會
- (二) 司法委員會
- (三) 調停委員會

●「住民評議會」は方針作製並に實情究明に重點を置く部門であつて、轉住局の方針に則り左の權能を行使し得る。

(イ) 州法又は合衆國法律に明記されてゐる重罪以外のすべての事項を包含する規則或は條例を制定し（勿論かゝる規則は法律竝に政府諸規定に抵觸してはならない）且つそれが違反行爲に對する罰則を制定する。

(ロ) 所内住民の福利に影響する諸問題に關し所長に對して隨時決議文を提出し得。

(ハ) 共同諸企業に鑑札を下附し、鑑札料を徵收し得。但しかゝる鑑札料は年額一千弗を超過せざるものとす。

(ニ) 金錢竝に物品を徵募受領し之を所内公益の目的に使用する事を得。

(ホ) 所内生活に關する萬般の實情調査、或は特殊の行政的任務遂行の爲諸種委員會を任命する事を得。

評議會にして右に規定されたる權能の範圍を超過したる措置を採れる場合に限り、所長は之を否認却下する權限を與へられてゐる。

● 「司法委員會」は刑事裁判所に相當するものでその主なる職務は住民

評議會により制定された諸規則を勵行するにある。その職務を履行するに當つては、證據を吟味、證言を聽取し、評議會が制定せる輕罪に該當、有罪なりと認めらるゝ違反者に對し、刑罰を課するものである。但し同委員會は罰金を取立てる權限を有せず、たゞ違反者に對し體刑を課し又は就働停止或は給料支拂停止を命じ得る。

●「調停委員會」は民事裁判所に類似せるもので、所内住民間の民事係争紛議を取扱ひ出來得る限り之が調停を圖る目的の下に設置されたもので、之に依り係争關係者が普通の訴訟手續に必要とする經費を省かんとするものである。

所内住民中十八歳以上の者はすべて所内の各種選舉又は一般投票權を有する。但し被選舉權は廿一歳以上の者に對してのみ附與されるものである。

## 教 育

各轉住所の學齡兒童に對しては轉住局より一般の標準に合致せる小、中學教育を與へる事になつて居り、轉住所の所在する各州の教育標準に應じて教師や學課を選擇するのである。轉住所内の各學校で獲得した修業單位（クレヂツト）は全國至る所の普通の公立學校に於て認められるのは勿論、大抵の大學に入るのにも役に立つのである。

所内各學校の授業に就いては授業日數は一ヶ年少くとも百八十日間、その上に職業的訓練をも與へる。十六歳以上の高校生徒は所内で行はれてゐる諸工事に參加させて實際の經驗を積むやうに計らひ、此の種實習課目によつて得た修業單位（クレヂツト）も卒業に必要な單位の一部として算へられる。但し授業はすべて英語を以て行ひ日本語は使用しない。

右小中學の外に轉住局は便宜の許す限り所内住民を支援して學齡未滿兒童の爲の幼稚園を設けしめ、又成人教育の諸講座をも設置する事になつてゐる。又轉住局に經費を負擔させる事なくして設立經營される宗教學校に對してはいづれの轉住所に於ても所長が任意にその設立を許可する方針である。

## 所 内 警 察

轉住所に於ける安寧秩序の維持は所長の責任に在りこの職責遂行のため各所長は資格伎倆ある立退者及び政府吏員を以て警察署を設けて居る。

轉住所住民は警察署員の面前に於て犯罪を犯すか又は犯罪事實を自白した場合を除き、逮捕状なしに逮捕さるゝ事は絶対にない。併し轉住所長、(又は所長代理)は公共の安寧秩序を故意に紊亂せる住民に對し逮捕状を發する權限を有して居り、州法に抵觸する重罪を犯し或は所内住民評議會が定めた規則に含まれてゐない輕罪を犯した場合、容疑者の身柄は外部の官憲に引渡し拘留及び裁判の手續きを取ることがあり得る。その他の場合に於ては大抵轉住所長の權限に於て、容疑者拘留の措置を講じ、その裁判は所長自身の手によるか或は「司法委員會」により所内で行はれることになつてゐる。轉住所長は所内で行はれる裁判に當つては必要に應じ證人を召喚する權限を有する。裁判に問はるゝ住民は誰でもその非科の内容を知る權利を有し、又之に對し服罪するか服罪を拒否する權利、自己の指定せる相談役を代理人として立て若し代理人無き場合、自ら證人を反問する權利を有すると共に辯護の爲の證



人を立てることも出来る。

或る住民が所長又は司法委員會から公共の安寧秩序を紊亂せる廉により有罪なりとの判決を受けた場合、同被告に對しては體刑を課するか、若しくは所内に於ける就働及び給料支拂の停止を命ずるか、或はその双方を併課される事になつて居る。併しながら所長又は司法委員會が一つの犯罪行為に對して課する刑期は三ヶ月以上に亘る事はない。

#### 各 共 同 企 業

雜貨店、**キャンティン**、理髮店等各種の共同事業が住民によつて各所内に既に開設され、又今後も開設されやうとしてゐるが、これは住民が轉住局から供與されない物品を購入し或は利便（例へば散髪**パーマ**ント・**ウエーブ**等）を受けるために設けられるのであつて、かかる公共企業を充分效果的に經營して行く爲に各所内の住民諸君が一日も早く共同購買組合を組織されんことを希望する次第である。

此の種共同購買組合の重役會及び會員は轉住局の最高方針により規定せられ

たる範圍内に於て夫々自分達の好きなやうにこれら諸事業を經營する自由を與へられてゐる。而して彼等は健全なる共購制度の原則に則り、すべての負債に對し責任を負ふと同時に、當然その利益をも同等に享受する權利を有するのである。各組合は従業員に對する給料（轉住局標準給料に準ず）とか、轉住局が貸與した建物や器具の賃借料とか、すべての經營費を負擔すべきものとされて居るが、轉住局としても各組合に對し能ふ限りの支援を與へ、又その相談に應ずる心組であつて組合従業員に對し他の住民と同じ様に食料、住居、及び醫料の便宜を與へる方針である。

共購組合の會員たるべき資格條件は轉住所に依つて些か異つてゐるが、これは各組合の規約に夫々明確に記入されてゐる。住民は誰でも會員とならなくとも自由にこれらの組合經營企業の顧客となる事が出来る。但し現金配當を受けるには、直接出資により會員となるか、或は會員となつて後受取る第一回の利益配當金の一部を入會費として納入せねばならぬ。又組合役員の選舉に際して投票權を有し、組合の方針決定に際しても發言權を持つのは會員のみに與へられた特權である。

所 内 新 聞 其 他 の 刊 行 物

轉住局としてはいつれの轉住所に於ても、社會の需要を充し得る所の新聞を住民諸君自らの手で全責任を以て刊行されん事を希望するのであつて、又新聞従業員が社會の木鐸となるべき良き新聞を出すべく努力されん事をお勧めする次第である。米國內到る處の新聞と同じく轉住所内の新聞も又言論の自由を認められてゐるのであるが、轉住所長は若し社會の安寧秩序のため必要なりと認むる場合、何時でも新聞の發行を停止することが出来る。一方各轉住所新聞に日本語欄を設けることも許可するは勿論寧ろ之を獎勵してゐる。

● 「轉住局主宰の新聞」 住民間に新聞發行の責に任じ得る團體の無い轉住所に於ては、轉住局當局の方で政府主宰の事業として謄寫版の新聞を刊行、住民に配布する事になつてゐる。かゝる官營新聞はその轉住所情報係官の監督の下に立退者住民の手で編輯されるもので住民一般に對し無料配布される。政府の支出せる資金により經營されてゐる新聞は購讀料を取る事も廣告を取る事も許されないのである。

● 「住民經營の新聞」 共同購買組合の如き所内住民により組織された團體

にして資金取扱ひ及び費消の権限を與へられてゐるものは、民衆新聞の發行に關する全責任を引繼ぐなり、或は新聞の社會奉仕に對して報酬する意味に於て、その經營費の一部を負擔してもよい。その點については所長の認可を得る限り、社會の必要に應じ如何なる形式の財政的取決めを行つてもよいのである。新聞の經營權が政府の手から住民の手に移された後であつても、轉住局は（所長の自由裁斷の下に）新聞従業員に對し引續き給料を支拂ひ且つ被服手當を與へ得るし、又レント無しで建物を貸與しても構はない。その代償として新聞の方では當局の公表記事や各種ニュースを掲載し、又事實の正確なる報道といふ趣旨の下に右のニュース掲載に先立ち一應所内の然るべき係り官と打合せをなすやう期待する次第である。新聞が住民の經營下に移された後は、豫約購讀申込みを受付け、住民に對し低廉なる料金の下に一部賣りをなし、又廣告料を取る事が出来る。

● 「其他の刊行物」 住民の組織する團體にして新聞以外の刊行物―例へば學校又は教會の機關紙、文藝雜誌、又は住民の一部を代表する新聞―を刊行したい場合は、所長に對し轉住局の有するサプライや諸設備の使用方に

ついで許可を出願する事が出来る。同所長は右刊行物が社會を裨益するものと認定した場合、所内の轉住局吏員に命じてその刊行に出来る限りの援助を與へ、又その刊行事務に携はる人々に對しては規定通りの給料と被服手當を支給する事が出来る。但し轉住局としては現在の所各轉住所毎に一つの民衆新聞に對しその従業員の給料及び被服手當を支給し得るだけである。それ以上の事は出來兼ねる次第である。

#### 法律相談

法律上の相談や手続き其他についての援助を必要とする住民はいつでも所内主任辯護士の事務所に出頭すればよい。主任辯護士以下事務員は皆無料で住民に奉仕してゐる。但し外部の代理人に依頼した公證事務、記録作製、書狀提出の手続き等の事務に對する手数料は住民が自辨せねばならぬ。又轉住所外に於て法律手続きを必要とするやうな場合、所内主任辯護士或は事務員から適當な私設辯護士に依頼して手続きを取る事も出来る。その場合右私設辯護士の手數料は住民が目辨せねばならぬ。主任辯護士の事務所では又共同組合

や住民自治機關、其他住民の色々な事業に對し法律上の援助を與へてゐる。

困窮者救濟手當

所内居住者にして未だ曾て所内勤務を拒否したこと無く、且つすべての収入を以てしてもなほ家計を立つるに困難を感じる者は所内の困窮者相談所に出頭して困窮者手當の供與方を申込めば良い。之が充分の理由ありと認められた場合、通常左記の各級手當を支給される事になつてゐる。即ち

- (一) 十七歳以上の男子一人宛月額四弗七拾五仙
- (二) 十七歳以上の女子一人宛月額四弗貳拾五仙
- (三) 十三歳乃至十七歳の家族に對し一人宛月額貳弗五拾仙
- (四) 十三歳以下の家族に對し一人宛月額壹弗五拾仙

右規定額以上の補助を必要とする特別の事情あるものに對しては所長の裁可を俟つて規定超過補助を與へる事もある。但し若しもかゝる手當を規定以外の目的に使用した場合はその手當支給は停止されることになつてゐる。

## 、 娛 樂 機 關

各轉住所に於ては極めて廣汎にして多種多様な娯樂行事を行つて居りかゝる行事の計劃及び實行に關しては主として住民がその任に當つてゐる。但し轉住局としては各轉住所に於て一定の地域及び建物を娯樂用に指定し住民に能ふ限りの支援を與へ、特に公衆の一般福利に直接關係ある諸行事を計劃する場合に於てはあらゆる援助を惜しまぬものである。

日本人の傳統的行事例へば盆踊り、芝居、碁、生花の如き政治的色彩の無いものは自由に許可されてゐる。又赤十字、男女基督教青年會、ボーイスカウトの如き全米的團體の支部を組織することも極力獎勵されてゐる。

## 宗 教

轉住所住民は外部の一般住民と同様に信仰の自由を有し、又政治的色彩なき如何なる形式の禮拜を行つても良い。現在建築材料の缺乏により轉住局として初期の計劃通りに教會用建物を設置提供する事は望み薄であるが、從來通り娯樂館を各宗教團體に貸與する事は今後も變りない。

又轉住所住民間にある宗教家は布教に従事する傍ら別に轉住局の仕事に就き規定の俸給を受けて差支へない。但し轉住局はこれら宗教家の行ふ布教上の仕事に對しては俸給を與へない。外部宗教家の所内來訪は所内住民間の宗教團體が之を招待したる場合にのみ許可される。

### 埋 葬 及 び 火 葬

轉住所内居住中に不幸死亡した住民に對して轉住局は一律に相當程度の葬儀又は火葬を執行しその經費を負擔する事になつてゐる。埋葬式を行ふか火葬を行ふかは死亡者の希望に應じて定め、或は（死亡者がその希望を表示しなかつた場合）その直親家族の希望に沿ふて行ふ。埋葬式は普通轉住所内又はその附近にある墓地に於て行はれる。若し別に他の墓地に於て埋葬したき希望のある場合、遺骸の運搬及び埋葬に要する費用はその家族が支辨する事となつてゐる。

共同購買組合が未だ寫眞館を開設してゐない轉住所に於ては葬式寫眞の希望者は所内情報係官に申込み轉住局の方でその求めに應じ、寫眞撮影の上遺



族に對し寫眞二枚を無料提供する。但しそれ以上の枚数が欲しい場合は普通の寫眞屋に注文せねばならない。

立退者の一般心得  
財産に關する援助

立退者の財産處分に關する諸問題は立退き當時聯邦準備銀行及び農業保全局が取扱つてゐたが此の事務は一九四二年八月轉住局が引継ぎ、桑港に立退者財産事務所、羅府及び沙港にその支部を設けたのである。立退者は轉住所内に在ると否とを問はず右事務所に用件を依頼、その援助を仰ぐ事が出来る、彼らに與へらるべき援助とは

一 立退者所有の農業用及び商業用財産の借手又は新經營者を捜し之が貸借を斡旋

二 新しいリース契約又は現行リース契約繼續の世話

三 各種動産や不動産の買手を求め之が讓渡を斡旋

四 立退者に關するすべての債權債務の解決

五 不公平なる契約或は輕忽に結ばれたる契約或は期限明確ならざる契約等

が原因となつて生じた紛争の調整解決

六 支拂期日の來れる金額に關する勘定書を取得しその集金を世話する

七 貸與せる財産が満足に保存されてゐるか又は破損或は荒廢してゐるかを  
確める

八 倉庫に保存されてゐる物品や道具の目録を點檢し立退者自身のため又國家のため最も有益ならしめるやう之が利用を進言する

自己の財産に關し轉住局の援助方を希望する轉住所住民は所内に立退者財産係り官有る場合は同官に、無き場合は主任辯護士に相談するが良い。轉住所外居住の立退者にして財産に關する援助を必要とする向きは當該財産所在地に最も近接せる都市の立退者財産事務所<sub>三</sub>に直接連絡を取るべきである。右各事務所の所在地及び管轄區域左の如し

一 南加州及び**アリゾナ**州方面 Room 955, 1031 South Broadway, Los Angeles, Calif.

二 北加州方面 Whitcomb Hotel Bldg., San Francisco, Calif.

三 **オレゴン**州及び**ワシントン**州 Room 6609, White Building, Seattle, Washington

自己所有の財産の管理に關し轉住所内では容易に解決出来ない問題が有つたら、その人は「援助要請狀」を署名提出し、之によつて立退者財産事務所に對し自分を代理する権限を與へねばならぬ。この要請狀署名に際し右財産所有者は問題の解決方法につき自己の希望條件を明確に指示するか、或は同事務所に問題の適當なる解決を圖るやう萬事委任する事が出来る。同事務所に一切委任した場合と雖も、事務所としては豫め所有者の承認を得ずして明確な措置を取る事は緊急の場合を除いてはない。

立退者はすべて戦争期間中自己所有の家財道具を政府が借入れてゐる倉庫に無料で預ける事が出来る。現在民間の倉庫に家財を預けてゐる人々も立退者財産事務所に對し右家財の政府保管所への移管を要請する事が出来る。かゝる場合右政府倉庫への運送費及び保管費は政府の方で支辨することになつてゐる。

立退者は又政府に依頼して政府倉庫に保管してある家財を一回に限り或る一點へ運送して貰ふことが出来る。これは保管地から轉住所へ運送するか、或は轉住所外の或る鐵道停車場へ運ぶのみであつて、先づ轉住所へ運んだ後他

の土地へ運送するやうな事は出来ない。而して又係累なき立退者或は立退者家族が永久出所許可の下に轉住所を出る場合、その家財荷物の規定超過重量（鐵道又はバス切符で無料運送する重量の限度を超ゆるもの）五百封度までは政府の方で旅行先までの運賃を支辨してあげる事になつてゐる。

### 禁 制 品 に 關 す る 規 定

轉住局當局としては未だ何ら禁制品取締り規定を設定してゐないが、しかし各轉住所に於ては西部防衛司令部及び司法省と協力して右兩當局管轄の禁制品取締りを実施してゐる。西部防衛司令部の規定は加州、華州、オレゴン、アリゾナ、ネバダ、アイダホ、ユタ、モンタナの八州にある日系人全部に適用さるゝものであるから、各轉住所の中マンザナー、ツリーレーキ、コロラドリバー、ヒラリバー、セントラルユタ及びミニドカの六ヶ所にある日系人住民は全部之が適用を受けるわけである。一方司法省の規定は米國內いづこたるとを問はずすべての非市民日本人に適用されるものである。前述の諸法規により西部諸州在住の日系人が所持を禁ぜられてゐる物品と在

米日本人非市民に對するそれとは殆んど差違なく、(一)各種火器及び其他の武器(二)彈藥(三)爆彈其他の火藥類(四)無電發信機(五)暗號及び信號用諸器械(六)寫眞機(七)短波受信裝置を有する無電受信機(八)或る種類の書籍寫眞、地圖及び圖面等を含んでゐる。西防司令部及び司法省の各法規はかゝる物品の所有及び使用を禁じてゐるのであつて**マンザナー**及び**ツリーレーキ**では西部防衛司令部の手配の下に轉住所住民宛に送附し來れる小包み荷物を検査し若し禁制品が発見された場合之を除去する措置を取つて居る。

西部防衛司令部管轄區域外に居住する日系市民にして曩に禁制品として當局に差出した寫眞機、短波**レデオ**受信機其他を取戻したい者はいつでもその返却申込みを爲す事が出来る。之に必要なる手續きは左の通り

一 立退き當時又は集合所に於て陸軍又は戰時民衆監督局に差出した物品を取戻すには桑港の西部防衛司令部へ申込む事

二 轉住所に於て差出した物品の返却申込みは同轉住所の所長へ提出する事

三 **ハートマウンテン**、**グラナダ**、**ローワー**、**ジェローム**の四轉住所に居住

する日系市民が司法省當局に差出した物品を取戻すには各所内の立退者財産係り官又は主任辯護士に相談すればよい。又轉住所に居住し居らず且つ西部防衛管下地區外に在る日系市民が司法省に差出した物品の返却を望む場合は右提出物件の管理責任者たる合衆國地方檢事の許へ問合せるべきである。

歸 國 及 び 脱 籍 去 國 に 就 て

日系人立退者は隨時自由に日本帝國への歸國（非市民の場合）又は脱籍去國（米國市民の場合）を要請して宜しい。轉住所住民にして歸國又は去國の申込みをした者はその旨所長に申出づべきである。又轉住所外に在る者でもかゝる申込み希望の向きは直接ワシントンの國務省へ問合せるべきである。但し茲に諒解して貰はねばならぬ事は歸國又は去國の申込み書を提出したからと言つて右申込者がこの戦時中に日本へ行く事が出来る様、保證される譯ではないといふ事である。日本行きが出来るか否かは兩關係國政府間の交渉の成否によつて定まるもので又若し交換船が出帆する場合と雖も同船に

どれだけの人数を收容出来るかといふ問題によつて定まるのである。轉住所内在住者にして日本政府の方からその歸國乃至米國退去を要請して來た者に對してはその旨通知すると共に果して日本行を希望するか否かの意思表示を求める事となつてゐる。轉住局當局はこれらの人々の決心の次第を國務省へ傳達することゝなつて居り、この問題に關しては何人たるを問はず、又その年齢に關係なく、各自その個人的決心を自由に表示して宜しいのである。

### 選 舉 投 票 權

戰時轉住局の法務官は轉住所内住民の選舉權につき慎重研究の結果、かゝる住民はその居住する轉住所の所在地たる郡内に於て投票すべき法律的權利を有せざるものと見られる旨の意見を發表した。但し投票年齢に達したる米國市民にして立退き前に居住せる郡内で正式選舉登録の手續きを踏んだ人は誰でも、加州、オレゴン、ワシントン、アリゾナ各州の豫選及び總選舉に對し不在投票を爲すことが出来る。加州及びアリゾナより立退いた日系市民にして選舉登録を了して居ない者は必須居住期間が充分である限り郵便で登録す